

令和5年度
第1回鹿屋市子ども・子育て会議



令和5年5月26日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

I 報告

- 1 令和4年度第4回子ども・子育て会議の報告…………… P 1
- 2 令和4年度地域子ども・子育て支援事業の実績について…………… P 3
- 3 令和5年度子育て施策の事業計画…………… P 13

II 協議

- 1 令和6年度教育・保育施設の認定こども園への移行について… P 16

III その他

- 1 今後のスケジュールについて…………… P 17

I 報告

1 令和4年度子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和5年3月28日(火)	
開催場所	鹿屋市役所 議会棟3階 全員協議会室(ZOOM会議併用)	
委員出欠	出席委員 22名	エルメス委員、鶴田委員、木村委員、角委員、川野委員、山下委員、矢野委員、森委員、副田委員、藤井委員、軀川委員、宮下委員、友岡委員、新川委員、有川委員、清水委員、柳田委員、牧野委員、川崎委員、渡邊委員、末吉委員
	欠席委員 5名	安樂委員、堂園委員、高吉委員、清水委員、吉原委員
事務局及び関係部課出席者	畑中部長、竹井課長、井料課長補佐、壺崎係長、今原主査、小倉主任主事、堀田主任主事	

【1 報告】

(1) 保育所等の移転について

(事務局) 資料に基づき説明

協議内容については、非公開とすることを会議において決定したため、意見等は記載しない。

■協議結果 (継続審議)

串良地区内で移転先を探していただくことを子育て会議の意見として、市の方からふたば保育園に伝える。

※ふたば保育園には後日伝達済み

【2 その他】

(1) 今後のスケジュール

資料に基づき説明(事務局)

質問等なし

(2) その他

(委員) これまで委員からの意見等について、検討する、協議・検討したいなどの回答が多くある。委員からの意見に対し市がどのように調査を行ったか見えてこない。本会議をどのように考えているのか。

(事務局) この会議は、子育て支援の施策について意見を頂いて、それを市の施策に反映させていただく重要な会議ですので、いただいた意見については、報告してまいります。

- (委員) こども家庭庁が開設されるが、今後、「子ども」の標記について、ひらがなの「こども」に統一していくのか、教育委員会、市役所の中でもいろいろと検討していただきたい。
- (事務局) 子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て支援法に基づいた会議であり、法では漢字の「子」となっており、法律に倣っている状況です。今後、国の動向等を注視しながら改正等があれば対応してまいります。
- (委員) 委員の質問に対し、県の会議は全て回答いただき、参加者が感謝されているような会議で意義がある。委員の意見等に対し、フィードバックいただければ、意義のある会議になるのではないかと。
- (事務局) いただいた意見については報告など、しっかりフィードバックしていくように努めてまいります。

(委員) 未就学児のコロナワクチン接種について、1月15日までに1回目の接種を受けられなかったため、もう打てないと思っている保護者がいるのではないかと。1月15日までに種接が終わらなかった幼児の保護者向けに、周知はされているのか。また、鹿屋市での6か月から4歳まで、5歳から11歳までの子どもたちのワクチンの接種率について、お伺いしたい。

- (事務局) 詳細がわかりかねますので、関係部署へ確認後、委員へ連絡させていただきます。
※委員には回答済み

(以下、回答内容)

令和4年度末に国が接種期間を1年間延長と正式に決定したため、3月28日発行のワクチンニュース（定期発行情報紙、町内会全戸回覧、ホームページ掲載）において、乳幼児接種を含め、今後のスケジュールについてご案内させていただいております。

接種率については、令和5年4月2日時点で、下表のとおりです。

○ 小児用ワクチン接種状況

年齢	対象者	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
		接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率
5歳から11歳	7,495	1,759	23.5%	1,709	22.8%	635	8.5%

○ 乳幼児用ワクチン接種状況

年齢	対象者	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
		接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率
6か月から4歳	4,628	118	2.5%	116	2.5%	93	2.0%

※対象者は0か月から5ヶ月人数含む

【3 閉会】

2 令和4年度地域子ども・子育て支援事業の実績について

(1) 子育て支援施策における本市の現状

▶ 出生数の推移

(単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国	976,978	946,065	918,400	865,239	840,835	811,622
鹿児島県	13,688	13,209	12,956	11,977	11,638	11,618
鹿屋市	1,039	1,017	963	910	908	869

※厚生労働省、鹿児島県の人口動態調査

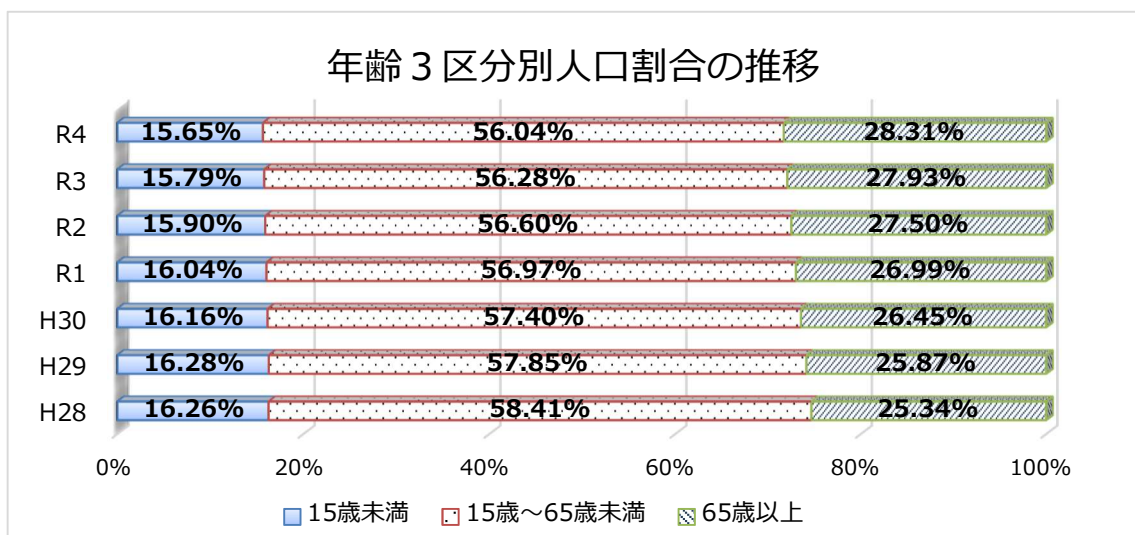
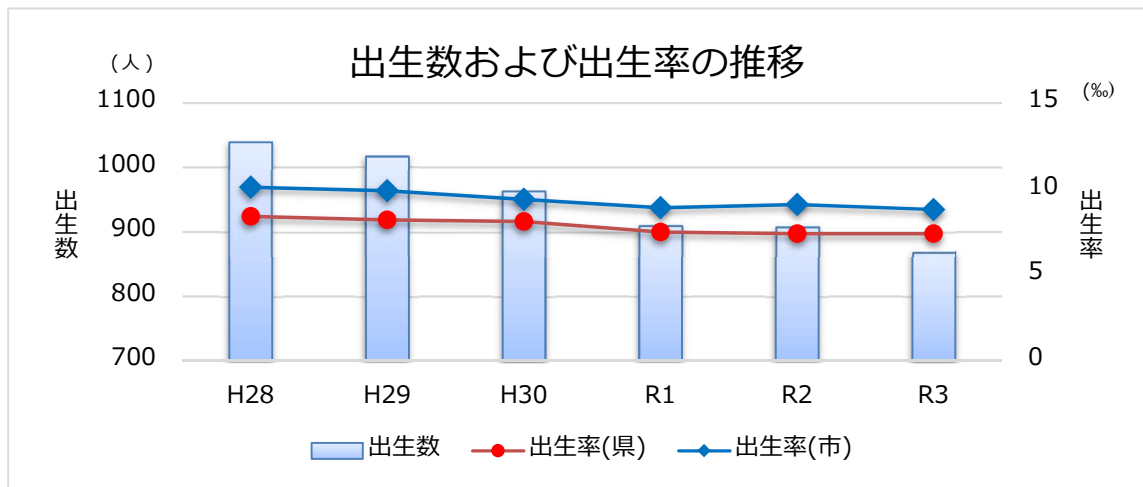
▶ 出生率の推移

(単位：%)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6
鹿児島県	8.4	8.2	8.1	7.5	7.4	7.4
鹿屋市	10.1	9.9	9.4	8.9	9.1	8.8

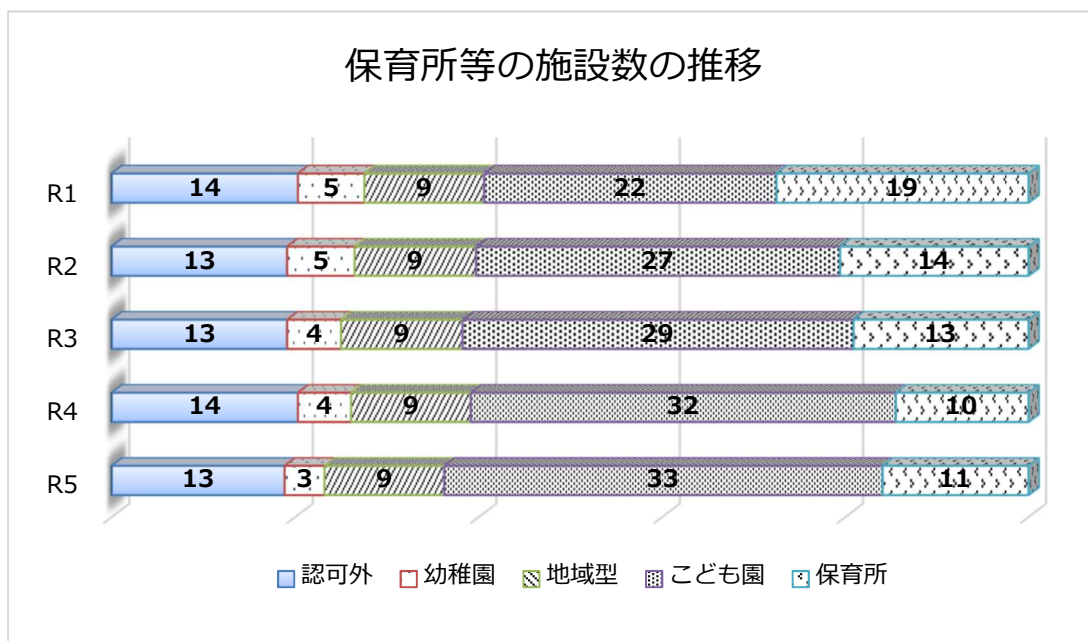
※厚生労働省、鹿児島県の人口動態調査

【出生率】一定人口に対するその年の出生数の割合。一般的には人口1,000人当たりにおける出生数を指す。



▶ 保育所・幼稚園等の施設数の推移

区分	R1	R2	R3	R4	R5
保育所	19	14	13	10	11
認定こども園	22	27	29	32	33
幼保連携型	18	19	20	20	20
保育所型	4	8	8	11	11
幼稚園型			1	1	2
地域型保育事業	9	9	9	9	9
幼稚園	5	5	4	4	3
認可外保育施設	14	13	13	14	13
保育所、事業所内	8	6	6	6	5
企業主導型	6	7	7	8	8
合計	69	68	68	69	69



▶ 保育所・幼稚園等の定員の推移（R5.4.1現在）

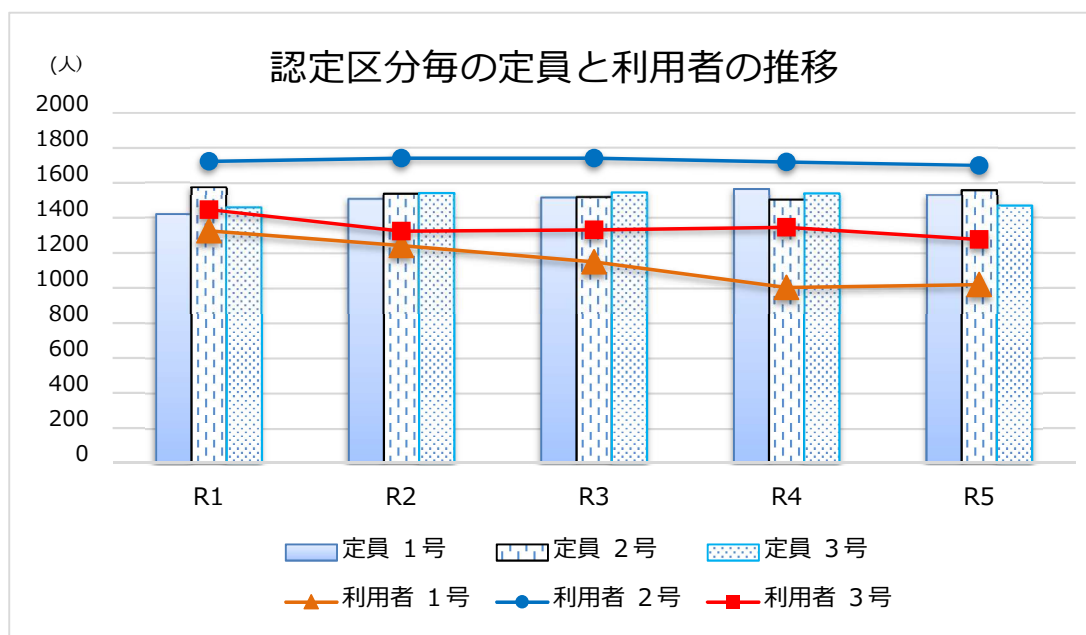
（単位：人）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
保育所等 ①	3,703	3,787	3,928	3,958	4,153
保育所	1,325	910	840	635	695
認定こども園	2,195	2,694	2,905	3,140	3,275
地域型保育事業所	183	183	183	183	183
幼稚園 ②	800	800	650	650	470
小計 (①+②)	4,503	4,587	4,578	4,608	4,623
認可外保育施設 ③	466	479	483	439	357
保育所、事業所内	290	280	277	214	125
企業主導型	176	199	206	225	232
合計 (①+②+③) ④	4,969	5,066	5,061	5,047	4,980

▶ 保育所・幼稚園等の利用者の推移（R5.4.1現在）

（単位：人）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
保育所等 ①	3,752	3,658	3,743	3,648	3,695
保育所	1,394	923	867	667	686
認定こども園	2,249	2,650	2,783	2,877	2,927
地域型保育事業所	109	85	93	104	82
幼稚園 ②	724	648	478	418	299
小計 (①+②)	4,476	4,306	4,221	4,066	3,994
認可外保育施設 ③	213	279	277	293	242
保育所、事業所内	137	129	125	139	60
企業主導型	76	150	152	154	182
合計 (①+②+③) ④	4,689	4,585	4,498	4,359	4,236



▶ 年齢別利用者数（R5.4.1現在）

（単位：人）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
推計人口(第2期計画)	849	861	869	922	925	971	5,397
保育所等 ①	148	543	585	772	827	820	3,695
保育所	34	104	118	127	153	150	686
認定こども園(1号)				264	230	226	720
認定こども園(2・3号)	104	404	434	377	444	444	2,207
地域型保育事業所	10	35	37				82
幼稚園 ②				108	70	121	299
認可外保育施設 ③	25	96	61	16	25	19	242
保育所、事業所内	5	23	9	5	11	7	60
企業主導型	20	73	52	11	14	12	182
合計 (①+②+③)	173	639	646	896	922	960	4,236
利用率(合計/推計人口)	20.4	74.2	74.3	97.2	99.7	98.9	78.5
割合		56.5%		98.6%			

※利用者数には、市外施設への入所者(148人)を含む。

※※地域型保育事業の定員数は従業員枠を含む。

(参考) 女性の就業率の推移

(単位: %)

H30	R1	R2	R3	R4
51.3	52.2	51.8	52.2	53.0

※総務省統計局「労働力調査(基本集計)2022年(令和4年)平均」

▶教育・保育施設の量の見込み(利用者数)と確保方策(定員)

(単位: 人)

認定区分	教育	保育			合計
	1号	2号	3号	小計	
利用者数(A)	1,019	1,699	1,276	2,975	3,994
定員(B)	1,530	1,558	1,535	3,093	4,623
(B) - (A)	511	▲141	259	118	629
弾力運用後の受入可能数		1,792	1,765	3,557	

※弾力運用後は保育部分の定員(B)の115%で算出している。(小数点以下四捨五入)

▶保育(2・3号)における年齢毎の潜在的待機児童

(単位: 人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R4.4.1	4	10	15	6	6	2	43
R4.9.1	27	7	13	5	3	3	58
R4.12.1	58	9	11	3	4	3	88
R5.3.31	72	9	10	4	3	3	101
R5.4.1	3	14	4	4	2	1	28

【潜在的待機児童】

保育所等の入所申込申請時に第3希望まで施設を記入可能であるが、第3希望までの施設への入所が定員等の関係でできず、他の施設に入所が可能な状況があり保護者に施設を紹介しても、希望したいいずれかの施設に入所したいと考えている場合は、潜在的待機児童としている。

国の待機児童調査では、特定の保育施設を希望している場合は、待機児童の数値から除外することができるという定義がある。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

① 利用者支援事業

母子保健に関する相談に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を実施しています。

【実施場所：鹿屋市保健相談センター】

- ・母子手帳の交付
- ・来所相談
- ・電話相談
- ・訪問指導
- ・ケアプラン作成
- ・関係機関との連携、ケース会議
- ・妊娠、出産、子育てに係る情報提供
- ・妊娠中の健康管理、産後ケア、乳房ケア、子どもの測定、発育発達の相談 など

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
実施箇所数	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1
(参考)延べ利用者数		1,796	1,913	1,924	2,037	2,017

※母子手帳交付数、相談室来所（妊産婦、乳幼児、転出入）、電話相談の件数を計上

② 地域子育て支援拠点事業

概ね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、一緒に遊びながら交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについて相談を行う事業です。

【実施施設】

施設名	設置場所	開設日
子育て交流プラザ	県民健康プラザ	火～日
つどいの広場「ひよこ」	東地区学習センター	月・水・金
つどいの広場「りな」	リナシティかのや	月～金(祝日は除く)
つどいの広場「ふれあい」	串良ふれあいセンター	月・水・金
つどいの広場「ひまわり」	西原地区学習センター	月・水・金
つどいの広場「バンビ」	田崎地区学習センター	月・水・金
ふたばRCルーム	二葉保育園併設	月～金(祝日は除く)
わかば楽々	わかば保育園併設	月～金(祝日は除く)

【利用料金】無料(※講習会、イベント内容によっては材料費等の負担あり)

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
1月あたりの平均延べ人数	量の見込み	1,678	1,638	1,421	1,378	1,337
	確保方策	1,678	1,638	1,421	1,378	1,337
	実績	1,510	1,151	906	1,554	2,187
実施箇所数	確保方策	7	7	7	7	7
	実績	7	7	8	8	8

③ 妊婦健康診査

妊娠から出産までに必要とされる14回の妊婦健康診査を全額公費負担にすることで、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るとともに、疾病や異常の早期発見、早期治療について助言し、安心して出産できるように支援する事業です。

【実施施設】市内の産婦人科、鹿児島県医師会に所属の県内の産婦人科、鹿児島市立病院、鹿児島大学病院、鹿屋医療センター、県立大島病院、都城市北諸県郡医師会、国立病院機構都城医療センター、助産院ここいやし、里帰り出産等による他県での受診も可能

(参考) 妊婦歯科健診(妊娠中1回)、実施施設：鹿屋市歯科医師会、肝付歯科医師会に所属する協力歯科医院、会外5歯科医院

	H30	R1	R2	R3	R4
受診者数 (受診率)	433 (44.3%)	381 (32.4%)	401 (42.2%)	419 (46.3%)	367 (44.6%)

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
延べ回数	量の見込み	12,877	12,726	10,924	10,622	10,319
	確保方策	12,877	12,726	10,924	10,622	10,319
	実績	11,430	11,314	10,786	10,723	9,232
受診券配布 窓口	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

④ 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることを目的とした事業です。

【対象者】 生後2か月～4か月までの乳児のいるすべての家族

【訪問者】 保健師・助産師・母子保健推進員等

【実施内容】 ①育児に関する不安や悩みの聴取、相談

②子育て支援に関する情報提供

③養育環境等の把握（質問票による聞き取り）

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
人数	量の見込み	797	788	713	693	675
	確保方策	797	788	713	693	675
	実績	800	750	727	687	686
対応箇所	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

⑦ 一時預かり事業

家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

ア 幼稚園型

【対象者】幼稚園、認定こども園に在籍する1号認定(満3歳以上)の幼児

【利用時間】各園の教育時間の前後(概ね7時から18時まで)

【利用料金】概ね1日450円※各実施施設により異なります

【実施場所】認定こども園

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
延べ人数	量の見込み	68,745	87,723	108,702	150,822	153,252
	確保方策	68,745	87,723	108,702	150,822	153,252
	実績	77,151	86,313	120,964	98,135	82,386
実施個所	確保方策	19	24	29	29	34
	実績	17	22	27	28	27

イ 一般型

【対象者】主として保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない乳幼児

【利用時間】概ね7時から18時まで(※各実施施設により異なります)

【利用料金】概ね1日2,000円(※各実施施設により異なります)

【実施施設】保育所、認定こども園

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
延べ人数	量の見込み	5,985	5,907	6,190	6,054	5,867
	確保方策	5,985	5,907	6,190	6,054	5,867
	実績	5,353	3,611	1,540	1,193	1,240
契約施設	確保方策	7	7	7	8	7
	実績	7	7	7	8	9

⑧ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

- 【対象児童】 保育所等に入所している児童
 【利用時間】 概ね 18 時以降（30 分延長または 1 時間延長）
 【利用料金】 実施施設毎に設定
 【実施場所】 保育所、認定こども園

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
延べ人数	量の見込み	1,395	1,432	1,282	1,257	1,232
	確保方策	1,395	1,432	1,282	1,257	1,232
	実績	1,308	1,328	1,235	1,080	992
実施箇所	確保方策	28	29	27	27	27
	実績	26	27	27	25	25

⑨ 病児保育事業

病気によって保育所等に預けられない児童を、保護者の勤務の都合等により家庭で保育できない場合に、病院に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

- 【対象児童】 当面症状の急変が認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童
 【利用時間】 月～金：8:00～18:00、土：8:00～12:00※日・祝・クリニック休診日は休み
 【利用料金】 1日当たり：0～2,000円（※市民税所得割額に応じて）
 【実施施設】 まつだこどもクリニック併設「森のくまさん家」

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
延べ人数	量の見込み	1,032	1,057	901	901	901
	確保方策	1,032	1,057	901	901	901
	実績	894	802	461	623	629
実施箇所	確保方策	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1

⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【対象児童】 小学校に就学している全児童（小学6年生まで）
 【利用時間】 授業終了後から概ね 19:00 まで（児童クラブごとに時間を設定）
 【利用料金】 概ね月 6,000 円（児童クラブ毎に利用料金を設定）
 【実施施設】 社会福祉法人等

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
登録児童数	量の見込み	1,768	1,953	1,895	2,038	2,197
	確保方策	1,768	1,953	1,895	2,038	2,197
	実績	1,659	1,838	2,083	2,192	2,067
実施箇所	確保方策	28	29	32	33	34
	実績	29	32	32	32	33

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度未移行幼稚園に対して保護者が支払うべき、給食（副食材料費）の提供に要する費用を助成する事業です。

【実施施設】 新制度未移行幼稚園

[実績]

		H30	R1	R2	R3	R4
人数	量の見込み			260	179	179
	確保方策			260	179	179
	実績		185	191	168	164

3 令和5年度事業実施計画

■ 高校生応援給付金支給事業（子育て支援課）

現在、児童手当の支給対象年齢となっていない16歳～18歳までの子どもを養育する方の経済的な負担を軽減するため、市独自の手当を支給します。

新 ▶ 高校生応援給付金の支給



対象者	支給額
16歳～18歳の子どもを養育している方	子ども1人当たり 月額 5,000円



■ わくわくキッズまつり事業（子育て支援課）

子育て支援の一環として、子育て世帯が親子で体験しながら学ぶ、交流イベントを開催するとともに、本市が実施している子育て支援施策等の情報提供を行います。

新 ▶ わくわくキッズまつりの開催

- ・キャラクターショーや遊具の設置、親子工作教室など親子で学び・体験できるイベントを開催

■ 出産・子育て支援事業（子育て支援課・健康増進課）

「出産・子育て応援給付金」の支給や伴走型相談支援、産後ケアの自己負担を引き下げるなど、出産・子育てに関する支援の充実を図ります。

▶ 出産・子育て応援給付金の支給

- ・ 出産・子育て応援給付金の支給、妊婦、新生児に対する伴走型相談支援

対象者	支給時期	支援額
令和5年4月以降に妊娠届け出をした方	妊娠届出時の面談後	妊婦1人当たり 5万円
令和5年4月以降に出産した方	出産後の面談後	子ども1人当たり 5万円

拡 ▶ 宿泊産後ケアの経済的負担軽減

対象者	支援内容
宿泊産後ケアを利用する母親	自己負担額（課税世帯の場合） 1日当たり 9,000円 ⇒ 6,000円に軽減



（例）助産所 1日当たり利用料金：40,000円
 【内訳】自己負担：9,000円 → 6,000円
 市負担：31,000円 → 34,000円

■ 保育所等の送迎バスの見落とし防止対策支援事業(子育て支援課)

保育所等が行う通園時等における幼児・児童等の安全確保に向けた取組に対して、費用の一部を支援します。

新 ▶ 送迎用バスの改修支援事業

・送迎バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に必要な経費を支援

対象	補助金額
通園用に使用する送迎バス	保育所、認定こども園、地域型保育事業所 175,000円(定額)
	児童クラブ 88,000円(定額)

新 ▶ ICTを活用した子どもの見守り支援事業

・ICTを活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に質する機器等を導入するための経費を支援

対象	補助金額
園外活動等の子どもの見守りに資する機器	1施設あたり 200,000円以内(補助上限160千円)

新 ▶ 登降園管理システム等導入支援事業

・保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するシステムを導入するために要した初期経費(システム導入費、端末購入)を支援

対象となるシステム	補助金額
○保育に関する計画・記録 ○園児の登・降園の管理 ○保護者との連絡	1施設あたり 200,000円以内～900,000円以内 (補助上限150千円～675千円)

※補助金額は、システムの内容や端末購入の有無により異なる

■ 保育所等施設整備補助事業(子育て支援課)

潜在的待機児童を解消し、保育環境の質の向上を図ることを目的に、国の施設整備制度を活用した保育所等の施設整備の助成を行います。

▶ 保育所等施設整備補助事業

対象	補助金額
認可保育所または認定こども園(保育部分)	1施設あたり 対象経費の4分の3 (補助上限は国要綱の基準額)

■ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援課)

概ね3歳未満の児童とその保護者が集い交流する場です。子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについて相談を行う事業です。

令和5年度から鹿屋市児童センターは、新たに「つどいの広場」と「放課後等デイサービス」が併設され民間施設として運営されます。そのうち、地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)については、民間事業者への委託により実施されます。

新 ▶ つどいの広場「太陽の丘」

施設名	設置場所	開設日
つどいの広場「太陽の丘」	旧児童センター	火～金、日

※利用料金：無料(講習会、イベント内容によっては材料費等の負担あり)

■ 学校給食費負担軽減事業(学校教育課)

新 ▶ 学校給食費の負担軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学生の学校給食費の半額を支援します。

■ グローカル人材育成事業(学校教育課)

国立台北教育大学との連携協定に基づく人的交流や教育連携、英語暗唱弁論大会等を行い、英語教育の推進と主体的に行動できる人材の育成を図ります。

▶ 国立台北教育大学との連携

- ・協定締結に基づいた教育実習生の受入れ
- ・児童・生徒の台北への派遣(体験留学、ホームステイ等)



II 協議

1 令和6年度認定こども園への移行について

▶ 移行希望の調査結果

令和6年度に認定こども園に移行を希望している教育・保育施設及び内容については下記のとおりです。

現行（令和5年度） (単位:人)					希望内容（令和6年度） (単位:人)				
施設名称	現定員	定員内訳			移行後 定員	定員内訳			備考
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
日の出幼稚園	130	130			100 (-30)	85 (-45)	8 (+8)	7 (+7)	幼稚園型
					教育	▲45			
					保育		+15		

▶ 移行に係る判断基準との比較

認定こども園への移行については、保護者の選択に基づき柔軟にこどもを受け入れるための体制確保に向けての取り組みを推進することとしています。

鹿屋市では、令和3年度から令和7年度の保育所等の定員変更に係る具体的な判断基準を定めています。

施設名	日の出幼稚園（川西町）
設置主体	学校法人明正船隈学園
移行を希望する理由	満3歳児前の幼児から満3歳児以降の幼児を対象として一貫した保育・教育を行うことを目指している。 そこで、1・2歳児にあつては、幼稚園機能(計画的教育活動)を生かした保育を行い、満3歳児以降の幼児にあつては、発達段階に応じて、保育機能を生かしながら、幼児教育を行う認定こども園への移行を希望している。
判断基準との比較	【基準1(1)①】保育2・3号の定員について、上限である10名を超えているが教育1号の定員を5名以上減じているため、上限は15名である。 【基準1(1)②(ア)】教育の定員は現行の定員以下である。 【基準1(1)②(イ)】過去1年間の平均入所児童数は、現行の定員を下回っている。(81.41人)

(教育(1号)の月別利用者数 (R3~R4))

(単位:人)

月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	計	平均
教育	86	87	88	89	90	91	91	66	69	72	74	74	977	81.41

▶ 周辺施設の意見

日の出幼稚園の認定こども園への移行について、周辺の施設へ聞き取りにより意見徴収を行いました。

意見徴収の内容

- ・日の出幼稚園の意向を尊重する。

Ⅲ その他

(1) 令和5年度鹿屋市子ども・子育て会議スケジュール

令和5年度の鹿屋市子ども・子育て会議については、年3回の開催を予定しています。スケジュールと主な内容については、下記のとおりです。

	開催（予定）日	主な内容
第1回	5月26日（金）	○認定こども園への移行について ○地域子ども・子育て支援事業の実績 他
第2回 （案）	10月下旬	○教育・保育施設の定員変更 ○ニーズ調査（アンケート）の実施 他
第3回 （案）	令和6年2月上旬	○ニーズ調査（アンケート）結果 他

▶ 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の概要

項目	内容
目的	第3期計画の策定にあたり、子ども・子育て支援に関する市民ニーズの把握のための調査を実施し、本市の現状と課題を把握・分析するため。
調査対象者 調査件数	①未就学児童の世帯約2,000世帯 ②小学生児童の世帯約1,500世帯 ③事業所調査として約80事業所
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネット回答
調査期間	令和5年11月～12月

（参考）計画の期間

令和7年度を初年度として令和11年度（2024年度）までの5箇年を対象期間とする。

平成 22年度	～	平成 25年度	平成 27年度	～	令和 元年度	令和 2年度	～	令和 6年度	令和 7年度	～	令和 11年度
次世代育成支援対策 行動計画			第1期子ども・子育て 支援事業計画			第2期子ども・子育て 支援事業計画			第3期子ども・子育て 支援事業計画		

■ 鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子 ^{けいこ}	市民委員	
2		鶴田 貴子 ^{たかこ}	市民委員	
3		木村 美季 ^{みき}	市民委員	
4		角 祥平 ^{しょうへい}	市民委員	
5		川野 歩 ^{あゆみ}	市民委員	
6		山下 仁 ^{ひとし}	市民委員	
7	第2号委員 学識経験者	矢野 常広 ^{つねひろ}	鹿屋市医師会	
8		安楽 博史 ^{ひろし}	鹿屋市歯科医師会	
9		森 克己 ^{かつみ}	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		角ノ上 琢 ^{たく}	鹿児島県大隅児童相談所	新
11		泊 浩太郎 ^{こうたろう}	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	新
12		副田 明彦 ^{あきひこ}	鹿屋市小・中学校校長協会	
13		藤井 光晴 ^{みつはる}	児童養護施設大隅学舎	
14	第3号委員 子ども・子 育て支援に 関する事業 に従事する 者	軀川 恒 ^{ひさし}	鹿屋乳児院	
15		宮下 義昭 ^{よしあき}	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		友岡 善信 ^{よしのぶ}	鹿屋市保育会	
17		新川 留美 ^{るみ}	鹿屋市私設保育園連絡協議会	
18		有川 文人 ^{ふみと}	鹿屋市学童保育連絡会	
19		清水 直樹 ^{なおき}	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
20		豎山 恵美 ^{めぐみ}	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼクラブ（母親クラブ）	新
21	第4号委員	橋元 直也 ^{なおや}	鹿屋特別支援学校 P T A	新
22		川崎 大輔 ^{だいすけ}	鹿屋市 P T A 連絡協議会	
23	その他市長 が必要と認 める者	渡邊 正人 ^{まさひと}	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		末吉 勝子 ^{かつこ}	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		吉原 八郎 ^{はちろう}	鹿屋市町内会連絡協議会	

【委嘱期間：令和4年5月1日～令和6年4月30日（2年以内）】

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号抄）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。